四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
山菱工業株式会社
2　主たる事務所の所在地
東京都羽村市双葉町二丁目二十番四十号
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第五百三十七号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十六年四月十七日に次のとおり認定したので、第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習
1　名称
株式会社ぐんま安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
群馬県前橋市関根町二丁目一番地十八
3　講習の種類
基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
1　名称
株式会社ぐんま安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
群馬県前橋市関根町二丁目一番地十八
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
1　名称
株式会社ぐんま安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
群馬県前橋市関根町二丁目一番地十八
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
1　名称
株式会社ぐんま安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
群馬県前橋市関根町二丁目一番地十八
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第五百三十八号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十六年四月十七日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
1　名称
株式会社ぐんま安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
群馬県前橋市関根町二丁目一番地十八
3　講習の種類
基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
株式会社ぐんま安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
群馬県前橋市関根町二丁目一番地十八
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
株式会社ぐんま安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
群馬県前橋市関根町二丁目一番地十八
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
株式会社ぐんま安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
群馬県前橋市関根町二丁目一番地十八
3　講習の種類
基礎講習

○観光庁告示第九号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社阪急交通社（登録研修機関第二十六号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年五月七日

観光庁長官　久保　成人

一　代表者の氏名の変更

変更前	生井　一郎
変更後	松田　誠司

二　変更の年月日　平成二十六年四月一日

○海上保安庁告示第五十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年五月七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人産業技術総合研究所
茨城県つくば市東一―一―一
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯三五度五〇分東経一三四度一五分、北緯三五度二五分東経一三五度一〇分、北緯三六度一五分東経一三五度三五分、北緯三六度〇五分東経一三六度〇五分、北緯三七度二〇分東経一三四度五〇分、北緯三六度三〇分東経一三三度四五分の各点で囲まれる海域
(ロ)　北緯三八度〇八分東経一三七度四〇分、北緯三八度〇八分東経一三八度〇八分、北緯三七度四五分東経一三八度〇八分、北緯三七度二八分東経一三八度一九分、北緯三七度〇七分東経一三七度五〇分、北緯三七度〇七分東経一三七度四〇分の各点で囲まれる海域
(ハ)　北緯三八度四〇分東経一三九度、北緯三八度四〇分東経一三九度〇五分、北緯三八度四五分東経一三九度二〇分、北緯三九度東経一三九度三〇分、北緯三九度二五分東経一三九度三三分、北緯三九度二五分東経一三九度一〇分、北緯三八度五五分東経一三九度の各点で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十六年五月八日から平成二十六年六月十一日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査等
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　水路通報第十六号（平成二十六年四月二十五日発行）、二管区水路通報第十四号（平成二十六年四月十一日発行）、八管区水路通報第十五号（平成二十六年四月十一日発行）、九管区水路通報第十六号（平成二十六年四月二十四日発行）

○海上保安庁告示第五十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年五月七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯三八度五三分一七秒東経一四三度二一分四四秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内